

## 【E11】 インターバンク・ポジションの記録

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・銀行 <sup>1</sup> 間で行われる預金や貸出・借入について、銀行が行う金融仲介活動とは異なる経済的な意味合いを持つことを踏まえ、これらの取引・資産を「 <u>インターバンク・ポジション</u> 」として、 <u>その他の預金や貸出・借入から分離して記録する。</u>	・銀行間で行われる預金や貸出・借入にかかる指針はない。

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・銀行間で行われる預金や貸出・借入を、金融資産・負債の新たな内訳項目「インターバンク・ポジション」として、「通貨性預金」の内訳項目として独立して表章する。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）と同様、「インターバンク・ポジション」という取引項目は存在せず、預金取扱機関の「現金・預金」や「貸出・借入」に含まれている。
- ・なお、我が国の場合、2008SNA マニュアルにおけるインターバンク・ポジションに相当するものとしては、コールのうち銀行間取引（インターバンク）分や円デポ取引（銀行間預金市場取引）がある。

### 3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

#### <○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・基礎データの制約により、コール<sup>2</sup>のうちインターバンク分のみを抜き出すことや、預金取扱機関の金融機関預金<sup>3</sup>（参考参照）から円デポ取引のみを取り出すことはできない。このため、2008SNA マニュアルの勧告に厳密に対応することは困難である。
- ・ただし、「資金循環統計」において、2016年を目途に行う改定において、インターバンク・ポジションに相当する計数として、同統計の「銀行等」部門に含まれる機関の負債側計数のうち金融機関預金とコール<sup>4</sup>の合計値（項目名「金融機関預金・コール」）を参考系列として公表することを検討している<sup>5</sup>。
- ・これを踏まえ、JSNA においても、資金循環統計における同項目を参考系列として、金融機関の資本調達勘定（金融取引）や貸借対照表の欄外に記載することを検討する（参考

<sup>1</sup> 当勧告が記載されるパラ 11.56 によると、「厳密に言えばそうではないが、多くの場合、銀行（Bank）と言う用語は、中央銀行およびその他の預金を受け入れる金融機関に対する同義語として使用される」と記載されており、当勧告の銀行は中央銀行と預金取扱機関を指している。

<sup>2</sup> コール市場には預金取扱機関以外の金融機関も参加しており、取引相手別の計数は把握できない。

<sup>3</sup> 日本銀行の統計において公表されている項目。

<sup>4</sup> 「資金循環統計」では、現行の取引項目である「コール」と「買入手形・売渡手形」を統合して「コール・手形」という項目名で公表する。このうち、「コール」にあたる部分のみが「金融機関預金・コール」の対象となる。

<sup>5</sup> 基礎資料の制約から負債側計数のみの公表となる。

3)。項目名については、厳密には 2008SNA マニュアルの勧告の範囲とは異なることから、「インターバンクポジション等」とする。

#### 4. その他の留意事項

##### <基礎統計における扱い>

- ・ 3. のとおり、「資金循環統計」においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、金融機関預金（負債）とコール（負債）の合計値である「金融機関預金・コール」をインターバンク・ポジションに相当する計数として、負債側計数のみを参考系列として公表することを検討している<sup>6</sup>。

##### <諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア  
統合ベースで統計を作成しているため、銀行間の預金は存在しない。
- ・ 米国  
Net Interbank Transactions という項目があるが、通貨当局も含めた様々な債権債務のほかに銀行の持株会社・子会社間の出資に準じた取引や銀行の国内店とオフショア勘定や海外支店との債権債務が含まれる。

##### (参考 1) 金融機関預金について

金融機関預金は銀行経理の勘定科目であるが、日本銀行の「マネースtock統計の解説」（2013 年 5 月版）には下記 BOX のように記載されている（一部抜粋）。「預金者別預金（日本銀行）」や「預金・現金・貸出金（日本銀行）」は、この概念で金融機関預金を把握している。金融機関預金は、円デポ取引以外の預金（預金取扱機関以外からのもの）も含んでおり、2008SNA のインターバンク・ポジションの概念とは一致しない。

##### 金融機関預金（非居住者のうち金融機関からの預金も含む）

銀行（外国銀行在日支店、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫および信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、整理回収機構、保険会社（かんぽ生命保険を含む）、政府関係金融機関（日本銀行〈具体的には日本銀行代理店預け金等〉、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体金融機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構）、ならびに上記金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）からの預金です。ただし、原子力損害賠償支援機構を含みません。

円デポ取引（銀行間預金市場取引）は金融機関預金に含みます。

<sup>6</sup> 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（2014 年 6 月 6 日）の 16 ページより。

**(参考2) インターバンクポジション等**

公表系列で把握可能な「国内銀行」部門のみ<sup>7</sup>試算すると、各年度末の残高は下表のとおり。  
(兆円単位)

金融機関	2008	2009	2010	2011	2012
1. 金融機関預金 (負債)	13.6	16.8	16.9	13	15.8
2. コール (負債)	21.3	19.3	19.2	20.5	23.7
<b>3. インターバンクポジション等 (1 + 2)</b>	<b>34.9</b>	<b>36.1</b>	<b>36.1</b>	<b>33.5</b>	<b>39.5</b>
4. 預金 (負債) [参考]	567.7	580.7	597.5	611.2	631.3

\*金融機関預金 (負債) は、「預金者別預金」統計の「国内銀行」部門の金融機関預金合計。コール (負債) は「資金循環統計」の「国内銀行」部門の計数。参考に示した預金 (負債) は、「資金循環統計」の「国内銀行」部門の「流動性預金」、「定期性預金」、「外貨預金」の合計。

**(参考3) 「インターバンクポジション等」の表章イメージ**

**例：金融機関の貸借対照表**

項 目	○年末
1. 非金融資産 ...	
2. 金融資産 ...	
期末資産	
3. 負債 ...	
4. 正味資産	
期末負債・正味資産	
<b>(参考) インターバンクポジション等 (負債)</b>	

※このほか、ノンパフォーミング貸付に係る参考計数も表章 (勧告 E03 の項参照)

<sup>7</sup> 今回は、公表値より作成できる「国内銀行」のみを試算対象としている。なお、「資金循環統計」では、2016年に予定している2008SNA対応に向け「国内銀行」以外に、「在日外銀」、「農林水産金融機関」、「中小企業金融機関等」についても検討している。

## 【E12】証券貸借と金貸借に係る支払手数料

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>証券貸借に用いられる証券の所有者や、金貸借に用いられる金の所有者に対する全ての支払手数料は、慣例上、利子支払として記録する。利子は、貸出を行う単位が金融機関と分類される場合は、FISIM の構成要素となる。</li></ul>	(証券貸借や金借入にかかる手数料についての指針はない)

#### ① 2008SNA への対応で求められる事項

- 証券貸借や金貸借について、当該証券や金の所有者への支払手数料を利子支払として新たに記録する。これに伴い、貸出主体が金融機関の場合は、FISIM の計測に反映させる。

#### ② 主要計数への影響（概念上）

- なし

### 2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA では、証券の貸借について、基礎統計上、証券の貸借のうち現金担保付取引に係る「品貸料」は有価証券利息に含まれていることから、これを「利子」として計上している。ただし、基礎統計の制約上、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、貸出主体が金融機関の場合でも FISIM の計測対象には含めていない。
- 金貸借については、基礎データの制約があることから利子の受払を計上していない。

### 3. 検討の方向性

- 次期基準改定における対応の考え方

#### <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- 2. のとおり、現行 JSNA では、証券の貸借のうち現金担保付取引に係る品貸料を利子として記録しているため、この点については対応済みと整理できる<sup>1</sup>。ただし、有価証券利息から品貸料を抽出することが困難なことなどから、品貸料に係る FISIM の推計は引き続き行わない。
- 金貸借については、基礎データに制約があることから、引き続き対応は不可能である。

### 4. その他の留意事項

#### <基礎統計における扱い>

- 「資金循環統計（日本銀行）」においては、証券の貸借における資金の貸出について残高を把握しており、現行の推計に反映されている。

<sup>1</sup> 一方、現金担保付取引以外の証券貸借に係る品貸料については、基礎データの制約からこれを抽出することは不可能であり、利子として計上することは困難である。

**【E13】金融資産の分類の改定**

**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
貨幣用金・SDR ← 貨幣用金 <sup>1</sup> SDR <sup>2</sup>	貨幣用金及びSDR
現金通貨・預金 ← 現金通貨 通貨性預金 インターバンク・ポジション <sup>3</sup> その他の通貨性預金 その他の預金	現金通貨及び預金 現金通貨 通貨性預金  その他の預金
債務証券 ← 短期 長期	株式以外の証券 短期 長期
貸出／借入（※） ← 短期 長期	貸出／借入 短期 長期
持分・投資信託持分 ← 持分 上場株式 非上場株式 その他の持分 投資信託持分 MMF 持分 その他の投資信託持分	株式及びその他の持分
保険・年金・定型保証 ← 非生命保険技術準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 <sup>4</sup> 年金基金の年金管理者に対する請求権 <sup>5</sup> 定型保証支払引当金 <sup>6</sup>	保険技術準備金 生命保険及び年金準備金 生命保険準備金 年金準備金 未経過保険料及び支払備金
金融派生商品・雇用者ストックオプション ← 金融派生商品 オプション フォワード 雇用者ストックオプション <sup>7</sup>	金融派生商品（*）  オプション フォワード

<sup>1</sup> E09 の項参照。

<sup>2</sup> E10 の項参照。

<sup>3</sup> E11 の項参照。

<sup>4</sup> E15 の項参照。

<sup>5</sup> E15 の項参照。

<sup>6</sup> E04 の項参照。

<sup>7</sup> E02 の項参照。

<p>その他の受取債権／支払債務 ←</p> <p>売掛金／買掛金・前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>※貸出に関しては、メモ項目として、ノン・パフォーマンス 貸付の名目価値と市場（公正）価値を記録<sup>8</sup>。</p> <p>直接投資をメモ項目として掲載。</p>	<p>その他の受取債権／支払債務</p> <p>売掛金／買掛金及び前払金／前受金 その他の受取債権／支払債務</p> <p>*金融派生商品は1993SNA マニュアル公表時点 では「株式以外の証券」に位置付けられてい たが、2000年のマニュアル一部改正において 独立表章することが勧告。 直接投資をメモ項目として掲載。</p>
--	--

① 2008SNA への対応で求められる事項（勧告概要の項目名で記載）

- (a) 「株式以外の証券」を「債務証券」に名称変更するとともに、投資信託持分は当該項目から「持分・投資信託持分」に移管。
- (b) 「株式及びその他の持分」を「持分・投資信託持分」に名称変更するとともに、株式について上場・非上場等に分割計上する。投資信託持分を明示的に表章するとともに、「MMF持分」と「その他の投資信託持分」に分割計上する。
- (c) 「保険技術準備金」を「保険・年金・定型保証」に名称変更するとともに、「未経過保険料及び支払備金」について、非生命保険分は「非生命保険技術準備金」<sup>9</sup>（項目としては新設）、生命保険分は「生命保険・年金保険受給権」（「生命保険準備金」を名称変更）に分割計上する。
- (d) その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーマンス貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・金融資産の内訳項目を変更するという意味においては影響なし。各論はそれぞれ勧告の項を参照

## 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA は「資金循環統計（日本銀行）」（以降、資金循環統計という。）と整合的に推計されており、1993SNA との関係は(参考 1)のとおり。
- ・2008SNA で新たに勧告されている事項（名称変更を除く）のうち、上記(b)に関して、投資信託受益証券は「株式以外の証券」の内訳項目として表章している。

## 3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・2. のとおり、現行 JSNA では、本勧告の一部については既に対応済である。また、2016年を目途とする「資金循環統計」の改定における 2008SNA への対応の在り方を踏まえ、これと整合的に、可能な限り本勧告に沿った金融資産の分類・表章を行うことを検討<sup>10</sup>

<sup>8</sup> E03 の項参照。

<sup>9</sup> 定型保証に係る未経過保証料については、本分類ではなく「定型保証支払引当金」に含まれる扱い（E04 の項参照）。

<sup>10</sup> このほか、現在、「現金・預金」の内訳として表章している「財政融資資金預託金（資金運用部預託金）」について、「資金循環統計」の扱いとの整合性をとり、「その他の金融資産・負債」に分類替えする（「資金循環統計」では、「マネーストック統計（日本銀行）」との整合性の観点から M3 までに含まれるものを「現金・預金」の内訳に含めており、財政融資資金預託金は「その他の金融資産・負債」に含めている）。

(参考2)。具体的には、以下の方向で検討。

- －上記(a)に関しては対応。
- －上記(b)に関しては一部（下記参照）対応。
- －上記(c)に関しては対応。また、現行 JSNA で「年金準備金」<sup>11</sup>に計上している雇用関連ではない個人年金を「年金受給権」ではなく「生命保険・年金保険受給権」に移管。
- －その他の変更については、勧告 E02（雇用者ストックオプション）、E03（ノン・パフォーミング貸付）、E04（定型保証）、E09（貨幣用金）、E10（SDR）、E11（インターバンク・ポジション）、E15（年金受給権）の項を参照。
- ・対応を見送る方向であるものは以下のとおり（1993SNA の勧告も含む）（参考2）。
  - －債務証券、貸出・借入における「長期」「短期」の分類（理由：2008SNA ないし 1993SNA で必要とされる当初満期別データが存在しないため）。
  - －投資信託持分の内訳としての「MMF 持分」と「その他の投資信託持分」の区分（理由：資産側（保有部門）の情報が存在しないため）。
  - －なお、直接投資については、「資金循環統計」との整合性も踏まえつつ、取扱を引き続き検討する<sup>12</sup>。なお、直接投資の内訳の項目については、「国際収支統計」（BPM6 ベース）（財務省・日本銀行）との整合性を踏まえた変更を行う。

#### 4. その他の留意事項

##### <基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」においては、2016 年を目途に 2008SNA 対応を行う予定である。具体的な分類は、日本銀行の「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」を参照<sup>13</sup>。
- ・「国際収支統計」（BPM6 ベース）の金融収支においては、「持分」や「保険準備金」などの新規項目が設けられるとともに、「直接投資」の内訳項目の変更が行われている。また、2015 年に公表される「本邦対外資産負債残高」（BPM6 ベース）についても同様の金融資産・負債項目の変更・追加が行われる予定<sup>14</sup>。

##### <諸外国の導入状況>

- ・オーストラリア  
下表のとおり、1993SNA に基づいた表章項目となっている。

Monetary gold and SDRs
Currency and deposits
Securities other than shares
Loans and placements
Shares and other equity
Insurance technical reserves
Other accounts receivable

- ・カナダ

<sup>11</sup> 2008SNA では「年金受給権」に対応。

<sup>12</sup> 現行 JSNA では、「資金循環統計」との整合性も踏まえつつ、国内から見た「直接投資」の資産側には、対外直接投資として株式資本、再投資収益等が記録されている一方、負債側には株式資本の計数は記録されていない（国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる扱い）（参考1参照）。次回基準改定後の取扱については、例えば、関連する計数表（国民経済計算年報ストック編付表7等）の欄外に参考として一国全体の直接投資の負債（対内直接投資）の額を表章すること等を含めて検討する。

<sup>13</sup> 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終方針案」（平成26年6月6日）

<sup>14</sup> 両統計とも BPM6 ベースへの以降は 2014 年分以降であるが、1996 年～2013 年の期間については BPM6 ベースの簡易的な組換えが行われており、その中でこうした項目名の変更・追加が行われている。

以下のような表章項目となっているが、貨幣用金、SDR、金融派生商品及び雇用者ストックオプションなどの項目は存在しない。

Total financial assets
Official reserves
Canadian currency and deposits
Foreign currency and deposits
Consumer credit
Loans
Mortgages
Short-term paper
Bonds
Of which: savings bonds
Foreign investments
Shares
Corporate claims
Government claims
Life insurance and pensions
Trade accounts receivable
Other assets

- ・ 米国<sup>15</sup>  
米国の金融勘定（FRB）における表章項目。

U.S. Official Reserve Assets and SDR Allocations
Special Drawing Rights (SDRs) Certificates and Treasury
Currency
U.S. Deposits in Foreign Countries
Net Interbank Transactions
Checkable Deposits and Currency
Time and Savings Deposits
Money Market Mutual Fund Shares
Federal Funds and Security Repurchase Agreements
Open Market Paper
Treasury Securities
Agency- and GSE-Backed Securities
Municipal Securities and Loans
Corporate and Foreign Bonds
Corporate Equities
Mutual Fund Shares
Depository Institution Loans Not Elsewhere Classified
Other Loans and Advances
Total Mortgages
Home Mortgages
Multifamily Residential Mortgages
Commercial Mortgages

<sup>15</sup> アメリカでは、FRB が公表する資金循環勘定（Flow of Funds Accounts）が金融勘定（Financial Accounts）へ名称変更されている。ここでは、金融勘定について記載。

Farm Mortgages
Consumer Credit
Trade Credit
Security Credit
Life Insurance Reserves
Pension Entitlements
Taxes Payable by Businesses
Proprietors' Equity in Noncorporate Business
Total Miscellaneous Financial Claims

(参考 1) 現行 JSNA の金融資産の内訳分類

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
貨幣用金・SDR	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎統計の制約から国内保有分を部門別に分割できない（海外部門には国内部門保有分を負債として計上する一方、国内部門の金融資産には「0.0」を記録（「その他金融資産・負債」の「その他」に計上）。</li> </ul>
貨幣用金	
SDR	
現金・預金	
現金	
日銀預け金	
政府預金	
流動性預金	
定期性預金	
譲渡性預金	
外貨預金	
財政融資資金預託金	
貸出・借入	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期／長期の区分計上を行っていない。</li> </ul>
日銀貸出金・借入金	
コール	
買入・売渡手形	
民間金融機関貸出・借入	
住宅貸付・借入	
消費者信用	
その他	
公的金融機関貸出金・借入金	
うち住宅貸付・借入	
非金融部門貸出金・借入金	
消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
現先・債券貸借取引	
株式以外の証券	
国庫短期証券	
国債・財融債	
地方債	
政府関係機関債	
金融債	
事業債	
居住者発行外債	
コマーシャル・ペーパー	
投資信託受益証券	
信託受益権	
債権流動化関連商品	
抵当証券	

現行 JSNA の内訳分類	1993SNA に対応していない点
株式・出資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接投資の扱いについて「その他の金融資産・負債」の項参照。</li> </ul>
うち株式	
金融派生商品	
フォワード系	
オプション系	
保険・年金準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年金準備金」に生命保険会社の提供する個人年金保険分を含む。</li> <li>・「その他の金融資産・負債」の「未収金・未払金等」に、保険の未経過保険料と支払備金を計上。</li> </ul>
保険準備金	
年金準備金	
その他の金融資産・負債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内から見た「直接投資」、「対外証券投資」の資産側には、それぞれ、対外直接投資（株式資本、再投資収益、その他資本）、非居住者が発行した株式への投資（直接投資に該当しないもの）及び株式以外の証券への投資分が記録（「株式・出資金」や「株式以外の証券」の資産側には含まれず）。</li> <li>・国内から見た「直接投資」の負債側には、対内直接投資のうち再投資収益とその他資本分が記録（株式資本分は、国内から見た「株式・出資金」の負債側に含まれる）。国内から見た「対外証券投資」の負債側には数値は計上されていない（当該計数は、国内から見た「株式以外の証券」や「株式・出資金」の負債側に含まれている）。</li> </ul>
外貨準備高（貨幣用金・SDR を除く）	
預け金・預り金	
企業間信用・貿易信用	
未収金・未払金等	
直接投資 <sup>16</sup>	
株式資本	
再投資収益	
その他資本	
対外証券投資	
その他対外債権・債務	
その他	

<sup>16</sup> 1993SNA では、直接投資は「株式・出資金」に記録し、そのうち直接投資にあたる部分をメモ項目として表章することを求めている（2008SNA も同様）。

参考2 JSNA の 2008SNA 対応後の金融資産の新分類 (案)

新分類 (案)	備考
貨幣用金・SDR 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「貨幣用金・SDR 等」として国内保有部門の分割を行う。一方、各内訳項目については、引き続き、国内保有分の部門分割は対応できない (E09、E10 の項参照)。</li> <li>「その他の金融資産・負債」から SDR の配分・抹消、これによる純累積配分額を移管 (負債側に計上) (E10 の項参照)</li> </ul>
貨幣用金	
SDR <b>【一部移管】</b>	
IMF リザーブポジション <b>【移管】</b>	
現金・預金 <b>【一部移管】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政融資資金預託金を「その他の金融資産・負債」に移管。</li> </ul>
現金	
日銀預け金	
政府預金	
流動性預金	
定期性預金	
譲渡性預金	
外貨預金	
貸出・借入	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。</li> <li>「買入手形・売渡手形」を廃止し、「コール」に統合。</li> </ul>
日銀貸出金・借入金	
コール・手形	
民間金融機関貸出・借入	
住宅貸付・借入	
消費者信用	
その他	
公的金融機関貸出金・借入金	
うち住宅貸付・借入	
非金融部門貸出金・借入金	
消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
現先・債券貸借取引	
債務証券 <b>【名称変更、一部移管】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分類項目名を変更。</li> <li>現行 JSNA と同様、基礎統計の制約から、短期／長期の区分計上を行わない。</li> <li>投資信託受益証券を「持分・投資信託受益証券」に移管。</li> <li>発行者に係わらず、「国債」とする。</li> <li>「抵当証券」は「債権流動化商品」に統合。</li> </ul>
国庫短期証券	
国債	
地方債	
政府関係機関債	
金融債	
事業債	
居住者発行外債	
コマーシャル・ペーパー	
信託受益権	
債権流動化関連商品	
持分・投資信託受益証券 <b>【名称変更】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分類項目名を変更。</li> <li>「持分」の内訳を新たに表章。</li> <li>「投資信託受益証券」を内訳に含める一方、その内訳分割 (MMF と非 MMF への分割) は基礎統計の制約から行わない。</li> </ul>
持分 <b>【名称変更】</b>	
上場株式	
非上場株式 <b>【内訳分割】</b>	
その他の持分	
投資信託受益証券 <b>【移管】</b>	

新分類 (案)	備考		
保険・年金・定型保証 <b>【名称変更】</b> 非生命保険準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 年金基金の対年金責任者債権 定型保証支払引当金 <b>【新設】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分類項目名を変更。</li> <li>・保険関係の未経過保険料と支払備金を「その他の金融資産・負債」から、「非生命保険準備金」ないし「生命保険・年金保険受給権」に移管。</li> <li>・「保険準備金」を「非生命保険準備金」と「生命保険・年金保険受給権」に分割</li> <li>・「年金準備金」を「年金受給権」に変更 (E15の項参照)。現行「年金準備金」に含まれている生命保険会社の提供する個人年金保険分は、「生命保険・年金保険受給権」に移管。</li> <li>・年金基金の対年金責任者債権の相当分を「その他の金融資産・負債」から移管・新設 (E15の項参照)。</li> <li>・「定型保証支払引当金」を新設 (E04の項参照)。</li> </ul>		
金融派生商品・雇用者ストックオプション <b>【名称変更】</b> フォワード系 オプション系 雇用者ストックオプション <b>【新設】</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分類項目名を変更。</li> <li>・「雇用者ストックオプション」を新設 (E02の項参照)。</li> </ul>	
その他の金融資産・負債 財政融資資金預託金 <b>【移管】</b> 預け金・預り金 <b>【一部移管等】</b> 企業間信用・貿易信用 未収金・未払金等 <b>【一部移管】</b> 直接投資 <sup>17</sup> 株式資本 収益の再投資 負債性資本 対外証券投資 その他対外債権・債務 <b>【一部移管】</b> その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「財政融資資金預託金」を「現金・預金」から移管。</li> <li>・現行 JSNA の「外貨準備高 (貨幣用金・SDRを除く)」は廃止するとともに、そこに記録されていた IMF リザーブポジションを「貨幣用金・SDR 等」に移管。</li> <li>・通貨当局以外の国内居住者が海外に預けている不特定保管金口座を「その他の対外債権・債務」から「預け金・預り金」に移管するとともに、「預け金・預り金」に通貨当局以外の国内居住者が国内に預けている同口座分を新たに記録 (E08の項参照)。</li> <li>・保険関係の未経過保険料と支払備金や、年金基金の対年金責任者債権について、「未収金・未払金等」から「保険・年金・定型保証支払引当金」に移管。</li> <li>・「その他対外債権・債務」から SDR の配分・抹消やこれによる純累積配分額 (国内負債側、海外資産側) について、「SDR」に移管 (E10の項参照)。</li> </ul>
(参考) 外貨準備高			

<sup>17</sup> 直接投資の取扱については、資金循環統計との整合性も踏まえつつ、国内から見た負債側 (対内直接投資) については、参考系列として表章することを含めて、引き続き検討 (脚注 12 を参照)。

参考（金融機関のみ）

- ・インターバンクポジション等（負債側）：E11の項参照
- ・ノン・パフォーマンス貸付の名目価値と公正価値等：E03の項参照

## 【E14】 経済的所有権に基づくフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要 <sup>1</sup>	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の法的所有者としての賃貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である賃借人の貸借対照表に計上される。</u> それに対応する貸付は、賃貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービス支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。また、賃貸人が金融機関の場合は FISIM を記録<sup>2</sup>する。</li> <li>・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である賃貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である賃貸人の貸借対照表に計上される。</u> 同リースの下でなされる支払は、レンタル(賃貸サービス料)と呼ばれ、サービスに対する支払として記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>フィナンシャル・リースは、リース対象の資産の所有権に付帯する全てのリスクと利益を当該資産の使用者に移転することを意図したリースである。</u> フィナンシャル・リースの下で取得された資産は、賃借人の資産として取り扱う。他方、賃貸人は貸付に相当する同額の金融資産を保有すると記録する。同リースの下での支払は、利子支払と元本の返済に分割される。</li> <li>・ <u>オペレーティング・リースは、リース対象の資産を予想耐用年数よりも短い特定期間で賃貸する活動をいう<sup>3</sup>。</u> オペレーティング・リースの下での支払は、サービス支払として記録する (リース対象の資産は、賃貸人の資産として扱う)。</li> </ul>



#### ①2008SNA への対応で求められる事項

- ・ フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別について、1993SNA でもそれぞれ異なる記録方法を提示していたが、2008SNA では「経済的所有権」の基準を導入することにより、これを明確化。この明確化された指針に従い、両リースを区別し、各勘定の記録を行う。

#### ②主要計数への影響 (概念上)

- ・ GDP の増減要因<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 2008SNA マニュアルにおいては、フィナンシャル・リース、オペレーティング・リースのほか、土地等の自然資源の貸借については「資源リース」が位置付けられ、その賃貸借料は財産所得の「賃貸料」として記録することとされている。詳細は D16 の項参照。

<sup>2</sup> フィナンシャル・リースの下での支払は、利子と元本返済に分かれるが、貸手が金融機関の場合は、前者がさらに FISIM に係るサービス支払と利子支払に分かれて記録される。1993SNA においては、リースの FISIM について明確な記述はない。

<sup>3</sup> 2008SNA の Annex3 においては、「1993SNA ではフィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別は単にリースの期間に基づくものと解釈されていた」とある。

<sup>4</sup> ①リースの借手が市場生産者のみの場合：明確化された基準に基づき、従来オペレーティング・リースだったものがフィナンシャル・リースと扱われれば、貸手の産出額(賃貸サービス料収入)が減少し、借手の中間投入(賃貸サービス料支払)が同額減少するなど、経済活動別付加価値は変化する一方で一国の GDP には影響がない。

②リースの借手に非市場生産者(例えば政府)が含まれる場合：従来オペレーティング・リースだったものが

## 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、リースの取扱いは以下のとおり。
- ① 金融勘定においては、「資金循環統計（日本銀行）」（以下「資金循環統計」という。）に合わせてフィナンシャル・リースを金融取引として認識している。貸手側のリース会社は金融機関として扱い、リースに係る債権は割賦債権<sup>5</sup>の内数として計上されている。借手側にはリースに係る債務が割賦負債の内数として計上されている。
- ② 実物勘定においては、リース会社は非金融法人企業（物品賃貸業）として扱われ、フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別していない。また、リース料は物品賃貸サービスに対する受払いとして計上している。  
なお、フィナンシャル・リース取引に係る利子の受払いは、財産所得に含まれる形で推計している。

## 3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方
- <●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>
  - ・金融勘定においては、2. のとおり、基礎統計である「資金循環統計」と整合的に、既にフィナンシャル・リースを金融取引としてとらえて記録しており、引き続き同様の方針とする。
  - ・他方、実物面では、「産業連関表」を含む各種基礎統計において、フィナンシャル・リースがオペレーティング・リースと区別されていないなど、基礎データに制約があることから本勧告に対応することは引き続き困難である（詳細は、（別紙）参照）。

## 4. その他の留意事項

### <基礎統計における扱い>

- ・「平成 17 年産業連関表」においては、日本標準産業分類に基づき、オペレーティング・リース、フィナンシャル・リースを区別せずに物品賃貸業に計上している（レンタル含む。「平成 23 年産業連関表」でも同様の扱いとなる）。
- ・「資金循環統計」においては、フィナンシャル・リースを金融取引とみなし、貸手側は「ファイナンス会社」部門の「割賦債権」（資産）に、借手側は主に非金融法人企業部門の「割賦債権」（負債）に計上している<sup>6</sup>。
- ・「国際収支統計（BPM6 ベース）」（財務省・日本銀行）においては、オペレーティング・リースに係るリース料の受払はサービス収支に、フィナンシャル・リースに係るリース料の受払は、元本返済部分は金融収支に、利子部分は第一次所得収支に記録されている（BPM5 ベースについても同様の取扱）。なお、フィナンシャル・リースについては、BPM6 ベースの国際収支統計で新たに導入された FISIM の計測対象とはなっていない。

---

フィナンシャル・リースと扱われれば、政府が経済的所有権を有することになるリース対象資産から生じる固定資本減耗の増加を通じて政府最終消費支出が増加する一方、政府の中間投入（賃貸サービス料支払）の減少を通じて政府最終消費支出が減少するなどの経路で一国の GDP に影響がありうる。

<sup>5</sup> 現行 JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

<sup>6</sup> 我が国では、平成 20 年度より「リース取引に関する会計基準」が変更され、フィナンシャル・リースは原則として借手企業の財務諸表において売買処理（リース対象資産を固定資産として計上）されることとなった。こうした変更は、「資金循環統計」にも反映されている。

### <諸外国の導入状況>

- オーストラリア  
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（具体的には、主に銀行の貸出にリース貸出資産が含まれており、銀行の当該資産に係る利息受取分は、**FISIM**の産出と利子（財産所得）の受取に分けて計上されている）。
- カナダ  
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別は原則として行っていない模様。リース対象資産は原則として貸手側に計上されている（ただし、家計向けの自動車賃貸に係るファイナンシャル・リースについては、自動車の家計最終消費支出として扱っている）<sup>7</sup>。
- 米国  
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている模様（商業銀行には貸出とともにリース資産が計上され、ここから**FISIM**が計測されている）。
- 英国  
フィナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別を行っている（なお、ファイナンシャル・リース資産（金融資産）の大宗は金融機関が保有している）。

---

<sup>7</sup> Lal, K (1998) “The 1997 Historical Revision of the Canadian System of National Accounts”より。

## 「E14 経済的所有権に基づくリースの区別」を JSNA に適用する際の課題等

### 1. 2008SNA 勧告におけるリース関係の記録方法

- 2008SNA マニュアルに沿って、固定資産のリース取引について、リース対象資産の「経済的所有権」<sup>1</sup>が借手に移転する場合を「フィナンシャル・リース」(以下「FL」という。)、貸手に残る場合を「オペレーティング・リース」(以下「OL」という。)として扱う。
- FLについては、リース対象資産は、借手側の各経済活動分類・制度部門に資産計上するとともに、貸手部門<sup>2</sup>から借手部門への金融債権(貸出)を記録。借手部門から貸手部門への支払(リース料)は、利子の支払(財産所得)と元本の返済(金融取引)に分ける。貸手部門が金融機関の場合は、利子の支払の一部は、FISIM(金融サービスへの支払)として扱う。
- OLについては、リース対象資産は、貸手側の経済活動分類・制度部門<sup>3</sup>に資産計上。借手部門から貸手部門への支払(リース料)は、賃貸サービスの支払として記録。

### 2. 我が国におけるリースの現状

#### (1) リース会計基準について

- 2007年に改正された「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)<sup>4</sup>においては、2008年度から、FL取引に係るリース物件は、売買処理に準じた会計処理を行うこととなった(借手企業の貸借対照表に固定資産として計上。改正前会計基準で例外として認められていた所有権移転外FLの賃貸借処理(オフバランス処理)は原則廃止された。「リース会計基準」の概略については図1参照)。
- ただし、「リース会計基準」では、借手企業の会計処理として、一定の要件を満たすFL取引(例 少額リース)については賃貸借処理が認められるほか、中小企業については「中小企業の会計に関する指針」において、所有権移転外FLの賃貸借処理が可能となっている。このため、FLについては、貸手側のリース会社では売買処理がなされているものの、借手企業においては、中小企業を中心に必ずしも売買処理がなされていない。

<sup>1</sup> 借手がリース対象資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴い生じるコストを実質的に負担するような場合には借手に当該資産の経済的所有権があると考えられる。

<sup>2</sup> FLにおける貸手部門は、金融サービスを主活動とする事業所であれば、経済活動分類としては「金融業」、制度部門としては「金融機関」となる。

<sup>3</sup> OLにおける貸手部門は、物品賃貸サービスを主活動とする事業所であれば、経済活動としては「物品賃貸業」、制度部門としては「非金融法人企業」となる。

<sup>4</sup> 同会計基準におけるリース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が当該物件の借手に対し、合意された期間(リース期間)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(リース料)を貸手に支払う取引。名称(レンタル契約等)にかかわらず対象となる。

## (2) リースに係る基礎統計の現状

- 現行我が国では、リース関係については、貸手側、借手側から、公的統計や業界統計を含めて複数の基礎統計が利用可能であるが、貸手側の物品賃貸業の産出額を扱う基礎統計において必ずしも FL と OL の区分がなされておらず、2008SNA や「リース会計基準」と整合的な取扱となっていない（リースに係る各種基礎統計の概要については表 5 参照）。後述するように、これが JSNA において 2008SNA 勧告に沿ったリースの取扱いを行う際の大きな制約の一つとなっている。
- そうした状況を踏まえた上で、我が国におけるリース取引の規模等を見ると以下のとおり。

### ① 物品賃貸業の産出額、国内総生産（支出）

「平成 17 年産業連関表」における物品賃貸サービス<sup>5</sup>の産出額<sup>6</sup>は、その基礎統計である「特定サービス産業実態調査（経済産業省）」（以下「特定サービス産業実態調査」という。）における「レンタル」と「リース」<sup>7</sup>の両方を含むものであり、以下のとおり 12.1 兆円と、一国全体の産出額の 1.2%程度となっている。

なお、「産業連関表」においては、リースに関しては全て貸手が対象資産を所有するものとして扱われており、2008SNA 勧告の意味では OL として扱われている。

表 1 「平成 17 年産業連関表」における物品賃貸サービスの産出額等（2005 年）

	産出額	国内総生産（支出）
物品賃貸サービス	12.1 兆円	0.8 兆円
一国計に対するシェア	1.2%	0.2%

### ② リース取扱高、リース設備投資額等

#### （貸手側（リース会社）から見た状況）

業界統計で把握されるリース取扱高<sup>8</sup>及びリース設備投資（リース会社によるリース対象資産の購入価額）については、OL と所有権移転外 FL が合算されたデータであるが（所有権移転 FL を含まない）、直近ではそれぞれ 4.9 兆円、4.5 兆円程度、後者の民間企業設備に対する比率（リース比率）は 7%程度となっている（表 2 参照）。これらはいずれも

<sup>5</sup> 「産業連関表」における統合中分類「物品賃貸サービス」は、産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具賃貸業、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業から成る。

<sup>6</sup> ここで「産出額」とは、産業連関表の「生産額」であり、売上高、すなわち、ある期間に貸手が受け取るリース料やレンタル料を指している。

<sup>7</sup> 「特定サービス産業実態調査」における「レンタル」は「物件を使用させる期間が 1 年未満又は契約期間中に解約が可能な賃貸契約」、「リース」は「物件を使用させる期間が 1 年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約」とされており、リース会計基準との関係では、当該「リース」には OL も含まれる。

<sup>8</sup> 当該期間に成立したリース契約における契約期間中のリース料の総額を指す。

大きなトレンドとしては減少ないし低下傾向にある（図2参照）。

表2 リース取扱高等（OL+所有権移転外FL）（2012年度）

リース取扱高 (A)	リース設備投資額 (B)	民間企業設備 (C)	リース比率 (B/C)
4.9兆円	4.5兆円	62.7兆円	7.2%

（出所）リース事業協会「リース統計」、内閣府「四半期別GDP速報」。「リース統計」では、OLと所有権移転外FLを対象としている。

### （借手側（各産業）から見た状況）

企業側の統計から借手側のリース関連投資の動向をみると、FL（所有権移転、所有権移転外を合算したもの）に係る資産のみなし取得額は、投資全体の7.6%程度となっている。

（出所）内閣府「民間企業投資・除却調査」。ファイナンス・リースのみなし取得額が、全投資額（新設、中古品取得、大規模維持・修繕等）+FLのみなし取得額に占める割合を、全規模・全産業について、過去5年（2006～2010年度）の平均をとったもの。

### ③ リース関連資産残高

業界団体の調査から貸手側のリース関連の資産残高が、所有権移転FL、所有権移転外FL、OL分ごとに2010年7月分以降のみ把握できるが、これによると、近年は、リース関連の資産残高は合計で11.6兆円程度、その7割強は所有権移転外FLに係る資産となっている。

表3 FL、OL別リース関連資産残高（2012年7月時点）

リース債権 (所有権移転FL)	リース投資資産 (所有権移転外FL)	賃貸資産 (OL)	合計	<参考> 機械・設備等資産残高 (2011年末)
1.7兆円 (14.5%)	8.4兆円 (72.3%)	1.5兆円 (13.2%)	11.6兆円 (100%)	217.9兆円

（出所）リース事業協会「リース産業の現況調査」

・<参考>については、内閣府「国民経済計算」。機械・設備等は、自動車、その他の輸送機械、情報通信機器、精密機械、その他の機械設備等、ソフトウェアの合計。

## 3. JSNAで2008SNA対応を行うに際しての基礎情報の制約

- 「平成17年産業連関表」（「平成23年産業連関表」も同様）における「物品賃貸サービス」を『リース業』として位置づけた上で、仮にJSNAにおいて2008SNAの勧告に基づきリースを取り扱うとした場合、現行利用可能な基礎データでは、その推計プロセスごとに、表4のような制約がある（各種基礎統計の概要をまとめた表5も併せて参照）。

表4 2008SNA 対応にあたっての推計プロセスごとの基礎データ上の制約

推計プロセス	基礎統計・情報上の制約
リース業の各内訳部門 <sup>9</sup> の産出額からのOL部分の抽出	①貸手側の基礎統計（「リース統計」、「特定サービス産業実態調査」等）では、産出額（売上高）というフロー情報について、2008SNA 勧告やリース会計基準でいうOL分とFL分の分割が不可能 <sup>10</sup> 。
FL部分に係る利子、サービス産出額（FISIM）の把握	②2008年度のリース会計基準改正より前の期間を含む過去分について、FLに係る利子やFISIMを計測するための情報として、債権残高等に関する情報に制約 <sup>11</sup> 。
OL分の産出額、FL分の産出額（FISIM）の需要項目への配分	③OL分について、内訳部門ごとに需要先への配分 <sup>12</sup> を行うための情報に制約（基準年についてもOL分に特化した配分情報はない）。 ④FL分についても、需要先配分を行うための情報に制約
リース対象財貨の固定資本形成・固定資産の経済的所有者への配分	⑤リース対象の財貨のうちOL分を切り出し、固定資本（ストック）マトリクスにおいて、経済的所有者である貸手側（リース業）の固定資本形成（固定資産）に記録するための基礎情報、特にストック推計のための過去のフロー情報に制約。 ⑥リース対象の財貨のうちFL分（経済的所有者である各経済活動、制度部門に記録）についても同様の制約。

- このように、JSNAにおいて2008SNAの則ったリースの扱いに対応するためには、
  - (i) 貸手側に係る基礎統計において、リース業に係るフロー面の推計を行うにあたり、「リース会計基準」・2008SNAと整合的なOL/FLの区分がなされていない
  - (ii) 改正された「リース会計基準」の適用（2008年度）以前の過去期間分について、FLに係るフローや、OL・FLに係るストックの遡及推計を行うための基礎情報に制約がある
 等の制約が特に大きく、現状ではJSNAにおける対応は困難な状況にあり、基礎統計上の課題としては、まずは(i)の解決が重要と考えられる（その場合でも、遡及推計にあたっては、相当大胆な仮定を置く必要がある）。

<sup>9</sup> 脚注5における6つの内訳部門。

<sup>10</sup> 「リース統計（リース事業協会）」の「リース取扱高」等はOLと所有権移転外FLの合計で所有権移転FLは含まず、またOL分と所有権移転外FL分の分割も不可能。

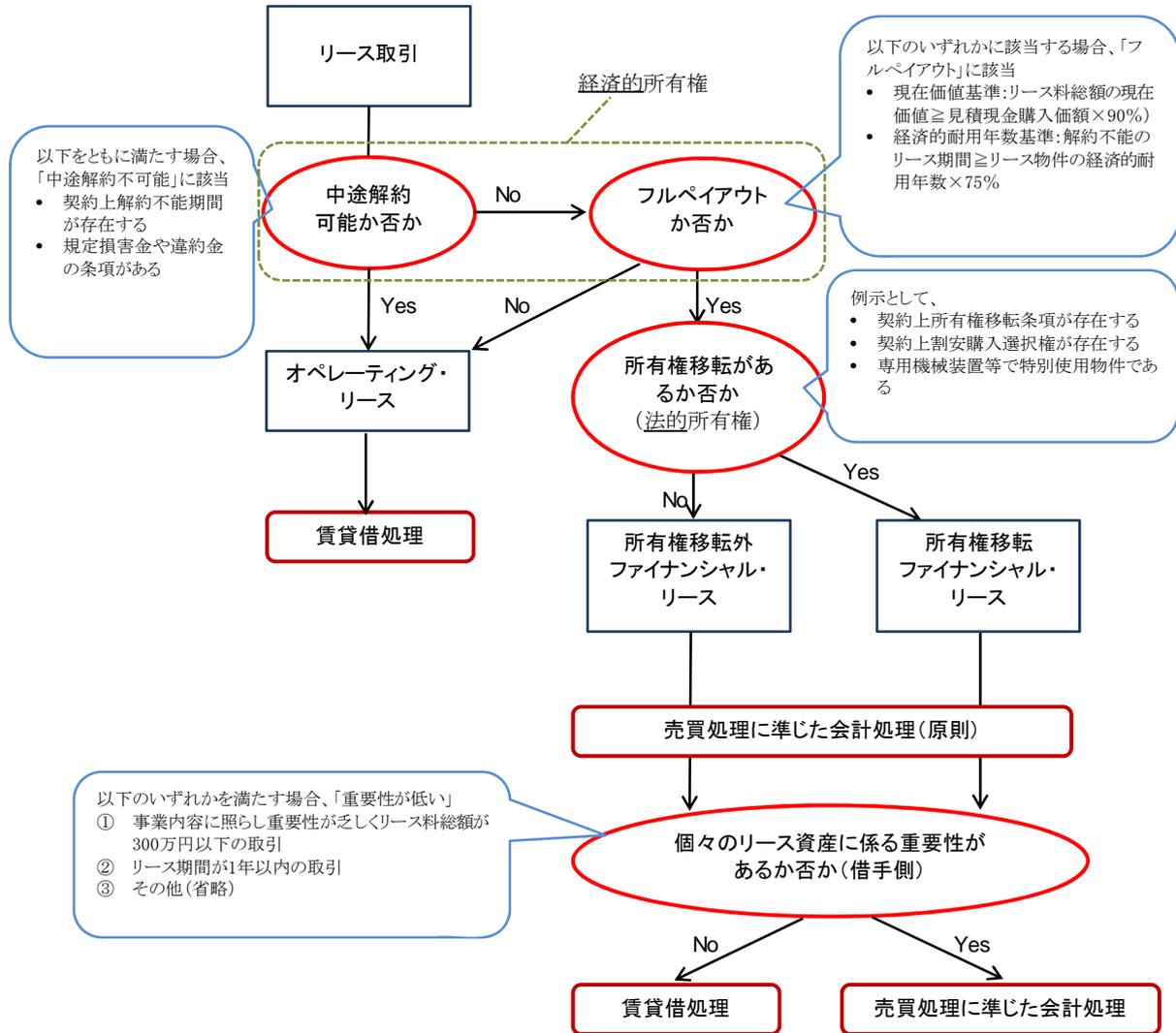
「特定サービス産業実態調査」等では、「レンタル」と「リース」という区分となっており、「リース」の売上高等は全てのリース形態分を含みうるが（脚注7参照）、OL分とFL分の分割は不可能。

<sup>11</sup> 例えば、「資金循環統計（日本銀行）」では、ファイナンス会社の「割賦債権」として、リース会社のFL分を内包する形でデータを得ることはできるが、2008年度より前は、大宗を占める所有権移転外FLの分は含まれない。また、表3で使用した「リース産業の現況調査（リース事業協会）」では、リース業全体として、所有権移転FLや所有権移転外FLに係る債権残高は把握可能なものの2010年7月分以降しか存在しない。

<sup>12</sup> リースに係る産出額＋輸入－輸出＝国内総供給額を、企業分の中間消費、政府分の中間消費、家計最終消費支出等に配分するための情報。

図 1

## 「リース会計基準」におけるリース取引の会計処理

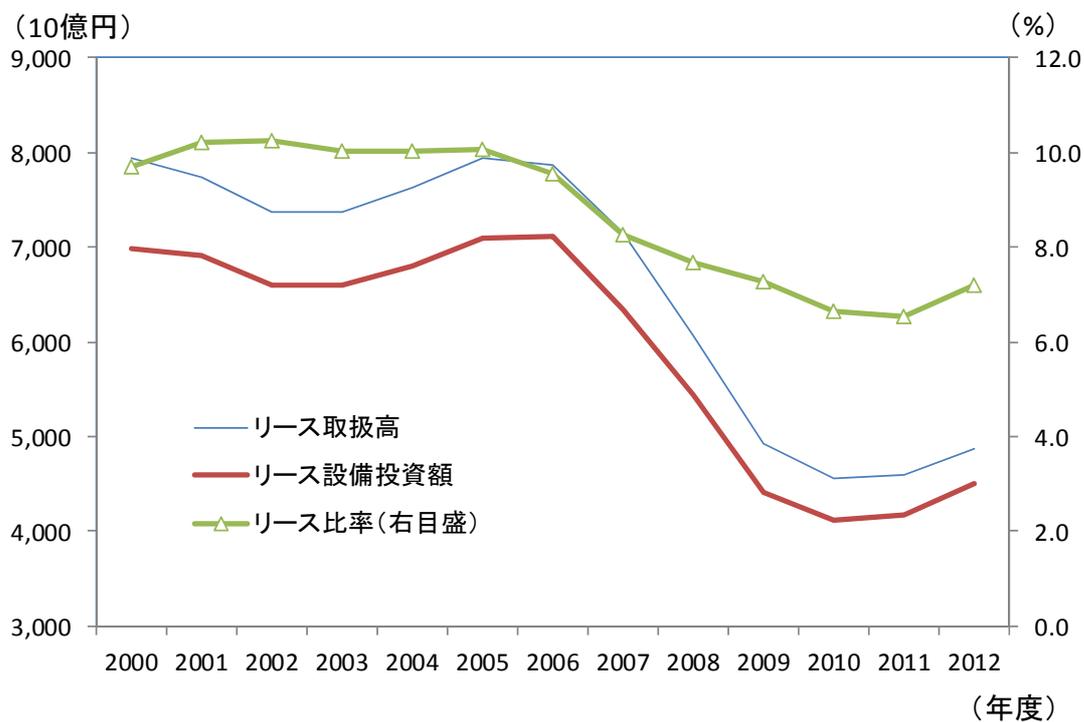


◆ 「中小企業の会計に関する指針」においては、「所有権移転外ファイナンシャルリース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」とされている。

表5 各種基礎統計の現状

統計名	頻度	調査対象	リース関連項目	カバーしているリースの範囲			備考
				FL	所有権移転外 FL	OL	
産業連関表 (各府省庁)	約5年	貸手 (物品賃貸サービス)	物品賃貸業各内訳部門の産出額、 需要額、投入額、付加価値額 等	○(ただし不可分)			
特定サービス産業 実態調査 (経済産業省)	年次	貸手 (物品賃貸サービス)	各内訳部門別のレンタル売上高、 リース契約高 等	○(ただし不可分)			・調査方法や対象の変更等により、時系列での単純比較は 不可能。
特定サービス産業 動態調査 (経済産業省)	月次	貸手 (物品賃貸サービス)	各内訳部門のレンタル売上高、リー ス購入額 リース契約高(全体計)	○(ただし不可分)			・調査対象の拡充や数値変更により、時系列で不整合あり (ただし、調整済伸び率の情報は利用可能)。
リース統計 (リース事業協会)	月次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	リース取扱高(全体、機種別、対象 業種別) リース設備投資額(全体計)	○(ただし不可分)			
割賦・延払等統計 (リース事業協会)	月次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	割賦・延払等の契約高(全体計、機 種別)	○(ただし他の 割賦等と不可 分)			
リース産業の現況調査 (リース事業協会)	年次	貸手 (リース事業協会正会 員・賛助会員)	リース債権残高、リース投資資産残 高、賃貸資産残高	○	○	○	・現時点で利用可能なのは2012年7月調査(2010～2012の3 か年分)のみ ・資産の機種別内訳等に関する情報なし。
資金循環統計 (日本銀行)	四半期	貸手 (貸金業法上の登録 リース会社)	ファイナンス会社の割賦債権資産 (残高、取引) 等	○			・ファイナンス会社にはリース会社以外を、割賦債権にはFL 資産以外を含む(不可分) ・2007年度以前は所有権移転FLのみカバー。
民間企業投資・ 除却調査 (内閣府)	年次	借手(各産業) +貸手(対事業所サー ビスの内数)	FLのみなし取得額 (全体、産業別、財別)	○			・調査は2005年度分以降。
企業活動基本調査 (経済産業省)	年次	貸手(物品賃貸業) 借手(各産業)	売上高(事業別)、営業費用 支払リース料(全体、産業別) 等	○(ただし不可分)			・調査対象は経済産業省所管分。 ・物品賃貸業の主要の売上高は「サービス業」の内数。
法人企業統計調査 (財務省)	四半期	借手(各産業) +貸手(リース業)	設備投資額(当期末新設固定資産 合計) リース会計基準適用状況(本文表1 参照) 等	○(借手側の設備投資。ただ し他の設備 投資と不可 分)	○(貸手側の 設備投資。た だし他の設備 投資と不可 分)		・借手の各産業では、中小企業を中心に、FLについて必ずし も設備投資として計上していない。

図2 業界統計におけるリース設備投資額等の動向



(出所) リース事業協会「リース統計」、内閣府「四半期別 GDP 速報」

## 【E15】年金受給権の記録に係る勧告の変更

### 1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・雇用に関連した年金の受給権 (pension entitlement) は、法的強制力が期待される取決めである。年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱う。</p> <p>&lt;社会保障以外の雇用関連年金制度&gt;</p> <p>・<u>確定給付型 (defined benefit) の雇用関連年金制度</u>について、以下のように記録する<sup>1</sup> <sup>2</sup>。</p> <p>① ある期における「<u>雇主の年金負担</u>」は、雇用者が当該期間に獲得した<u>年金受給権</u> (数理的に算出) の<u>現在価値の増分</u> (現在勤務増分) に、年金基金による制度運営費用 (以下、「年金制度の手数料」という。) を加え、「<u>家計の現実年金負担</u>」を控除した額とする<sup>3</sup>。</p> <p>② 上記の額と「<u>雇主の現実年金負担</u>」の差は、「<u>雇主の帰属年金負担</u>」として記録し、雇主の現実年金負担とともに雇用者報酬の一部を構成する。</p> <p>③ 当該期に、<u>雇用者<sup>4</sup>の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分</u> (割引率の巻き戻し分。過去勤務増分) は、「<u>年金受給権に係る投資所得</u>」として年金基金から雇用者に支払われ、同額が雇用者から年金基金に「<u>家計の追加年金負担</u>」として再投資される。</p> <p>④ 可処分所得の使用勘定において、社会負担 (「雇主の現実年金負担」、「雇主の帰属年金負担」、「家計の現実年金負担」、「家計の追加年金負担」。年金制度の手数料を控除) と年金給付 (「その他の社会保険年金給付」) の差を「<u>年金受給権の変動調整</u>」 (adjustment for change in pension entitlement) として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「<u>年金受給権</u>」として、家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>⑤ <u>年金基金の雇用者に対する年金受給権の負債</u>は、<u>金融勘定と貸借対照表に記録される</u>。当該期の年金受給権残高<sup>5</sup>の変動は、上記①の現在勤</p>	<p>・積立型の民間年金制度のみ、貸借対照表において、年金準備金を年金基金部門の負債、家計部門の資産に記録する。このため、社会保障制度や、非積立型の雇主年金制度といった多くの年金制度については、金融資産・負債の認識につながらない。また、認識された年金債務は、利用可能な資金に限定され、雇用者の制度に対する請求権によっては決定されない。</p> <p>・確定給付型と確定拠出型の区別なく、年金に係る雇主の社会負担は、雇主が実際に年金基金に払い込む金額である。</p> <p>・可処分所得の使用勘定において、社会負担 (雇主と雇用者の負担) と社会給付の差を「<u>年金基金年金準備金の変動</u>」として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「<u>年金準備金</u>」として家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>・年金基金部門の負債として年金準備金残高については、積立型の民間年金制度についてのみ、年金基金部門の運用資産残高と同額を記録。</p>

<sup>1</sup> 2008SNA における社会保障以外の雇用関連年金制度に係るフロー勘定の記録方法の概略については参考1参照。

<sup>2</sup> なお、2008SNA マニュアルにおける確定拠出型年金の取扱については、表章項目名の変更を除いて1993SNAから変更はない。

<sup>3</sup> 2008SNA マニュアルにおいて、現在勤務増分は、雇用者の将来の賃金・俸給の増加が最終的な年金給付に与える影響を考慮せず、雇用者の期待余命のみを考慮して、数理的に決定されるとしている。

<sup>4</sup> 将来年金給付を支払うことになる現存の雇用者に加え、将来年金の受給権を持つ元雇用者を含む。

<sup>5</sup> 年金受給権残高は、確定給付型の場合、雇用者の勤務年数や期待余命、割引率等から数理的に計算される。なお

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>務増分（増加要因）、上記③の過去勤務増分（増加要因）、年金給付支払額（減少要因）、その他（増減要因）からなる。</p> <p>⑥ 年金基金と雇主企業の関係に応じて<sup>6</sup>、年金債務のうち年金資産で賄われない積立不足分は、<u>年金基金の雇主企業に対する債権</u>（「年金基金の対年金管理者請求権」となる）となる</p> <p>&lt;社会保障&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度を通じて一般政府により提供される年金にかかる受給権の記録は、各国に柔軟性がある<sup>7</sup>。しかし、年金の包括的な分析に必要な情報として、<u>社会保障に係る年金制度の負債とこれに関するフローを示す補足表</u>を提供する。</li> </ul>	



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障を除く雇用関連の年金制度のうち、確定給付型年金に係る年金受給権や雇主負担等について、本体系において、所得支出勘定や金融勘定、貸借対照表等において上記勧告のとおり記録を行う。</li> <li>・社会保障制度を通じた年金については、本体系では上記のような記録をしないが、<u>補足表</u>として、その他の年金制度と同様の記録を行う。</li> </ul> <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GDP への影響はない（ただし、社会保障制度によらない政府雇用者の年金に係る受給権を上記勧告に則って記録する場合には、雇主の年金負担の変化が、（政府雇用者の）雇員報酬、政府最終消費支出を通じて GDP に影響しうる）。</li> <li>・家計貯蓄率の変化要因となる（所得支出勘定における確定給付型の雇用関連年金制度の記録方法の変更により家計貯蓄率に影響がある）。</li> </ul>
--

## 2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 確定給付型の雇用関連年金制度（以下、DB 企業年金）については、一ストック勘定（貸借対照表）においては、平成 17 年基準改定以降、基礎統計である「資金循環統計」<sup>8</sup>と整合的に、年金運用資産に加え、それまで未計上だった積立不足分を認識し、これらの合計を家計の「年金準備金」（資産）、年金基金（金融機関）の「年金準備金」（負債）に含めて記録している。加えて、積立不足分について、年金基金の「未収金・未払金等」（資産）、雇主企業の属する制度部門の「未収金・未払金等」（負債）に含めて記録している。なお、現行 JSNA と「資金循環統計（日本銀行）」（以下、「資金循環統計」という。）においては、積立不足分は、「退職給付に係る会計基準」（以下、退職給付会計基準）<sup>9</sup>に基づく上場企業の財務諸表（連結決算）における退職給付引当金等をも

確定拠出型の場合は年金基金部門の運用資産が年金受給権残高に該当する。

<sup>6</sup> 2008SNA マニュアルにおいては、雇主企業が年金制度の条件を決定する立場であり続け、資金不足に対する責任を負う場合、上記のような取扱を行うことを勧告。この場合、雇主企業は「年金管理者」、年金基金は「年金運用者」と位置付けられる。

<sup>7</sup> 本体系における社会保障制度に係る記録方法については、表章項目名の変更以外は 1993SNA からの実質的な変更はない。

<sup>8</sup> 現行（2011 年 3 月改定）の資金循環統計における年金準備金の記録方法等については参考 2 を参照。

<sup>9</sup> 企業会計審議会（1998 年 6 月 16 日）。同基準は、我が国においては 2000 年 4 月 1 日から導入された。なお、同基

とに推計しており、そのカバレッジには、DB 企業年金分に加え、退職一時金分も含まれている。

- 以上のように、貸借対照表では、上場企業に限られるものの、DB 企業年金に係る積立不足分を計上しているという意味において、現行 JSNA は 2008SNA に一部対応済である。
- －フロー勘定（所得支出勘定）<sup>10</sup>では、1993SNA の勧告に沿って DB 企業年金について、
    - －雇主が現実に支払った掛金を「雇主の自発的現実社会負担」として雇用者報酬の内訳（家計の受取）に、
    - －年金資産の運用収益を年金基金から家計に支払われる財産所得（「保険契約者に帰属する財産所得」の内数）として、かつ、家計から年金基金に支払われる「雇用者の自発的現実社会負担」の内数として、
    - －DB 企業年金に係る雇主と雇用者の社会負担と社会給付の差額を「年金基金年金準備金の変動」として、家計の受取、年金基金の支払に、
- 記録している。退職一時金については、現行 JSNA の所得支出勘定では現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」等として記録している<sup>11</sup>。
- ・ 社会保障制度を通じた年金（公的年金）については、1993SNA の勧告に沿って、年金準備金を記録していない。

### 3. 検討の方向性

#### ① 次回基準改定における対応の考え方（案）

##### <○：2008SNA 勧告に沿って対応（一部）>

- ・ DB 企業年金及び退職一時金<sup>12</sup>について、
  - － 2. のとおり、ストック勘定（貸借対照表）においては、現行 JSNA でも、資金循環統計と整合的に既に本勧告に沿った発生ベースでの年金準備金（年金受給権）について部分的ではあるが捕捉・計上を行っている。ただし、基礎統計である「資金循環統計」においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、上場企業中心の財務諸表における「退職給付債務」をもとに、一定の仮定に基づく「膨らまし係数」<sup>13</sup>を用い

---

準は、2012 年公表の「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号）に改訂され、2013 年 4 月以後に開始する事業年度から適用されている（本資料では、新旧基準をまとめて「退職給付会計基準」と呼ぶ）。

<sup>10</sup> フローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））については、「年金準備金」の金融取引については、基礎統計である資金循環統計と同じく、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高の増減（簿価）から厚生年金基金（年金基金に分類）の「代行返上」を控除したものを集計して、家計の「年金準備金」資産、年金基金の「年金準備金」負債として計上している。また、積立不足分の残高の変動については、資料制約から取引額と調整額に分けることができないため、変動分の全てを調整額（その他の資産量変動勘定）に記録している。

<sup>11</sup> 具体的には、雇用者報酬の内訳項目である「雇主の帰属社会負担」として、ある期に企業により現実に支払われた一時金を記録し、家計（雇用者）は同額を社会負担の一部としての「帰属社会負担」として雇主企業の属する制度部門に支払う。他方、雇主企業の属する制度部門から家計に対しては、同額が「無基金雇用者社会給付」として支払われる。

<sup>12</sup> 一般政府部門の雇用者の DB 企業年金や退職一時金については、資料制約上 2008SNA への対応は困難であるため現行 JSNA 通りの扱いを継続し、積立不足分（「年金基金の対年金責任者債権」）は計上しないこととする。

<sup>13</sup> 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）によれば、企業会計ベースの退職給付債務を一国分の年金受給権に拡張するに当たり、財務諸表データから把握可能な企業会計ベースの年金資産残高（上場企業中心）（A）と、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高（時価）（B）の比率（B/A）を用いることが検討されている（膨らまし推計のイメージや考え方については参考 3 参照）。

て、非上場企業も含む一国分を推計し、これを「年金受給権」（年金基金の負債、家計の資産）として記録するとともに、積立不足分については年金基金の雇主企業の属する制度部門に対する「年金基金の対年金責任者債権」<sup>14</sup>として記録する予定である。  
JSNA においても、これと整合的な記録を行うことを検討する。

- －フロー勘定（所得支出勘定）についても、本報告に沿って、雇主負担や財産所得の記録を行うことを検討する。具体的には、企業会計上の「勤務費用」（現在勤務増分に相当）<sup>15</sup>や「利息費用」（過去勤務増分に相当）等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の年金負担」や「年金受給権に係る投資所得」を推計するとともに、雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計（「その他の社会保険年金給付」）の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する<sup>16</sup>等の対応を検討する。<sup>17</sup>その際、ストック面と同様、勤務費用や利息費用といった企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、一定の仮定のもと非上場企業を含む一国分を推計することを検討。
- ・ 公的年金については、基礎情報の制約から、補足表に年金受給権に係る取引や残高等を包括的に記録するという報告には対応せず、厚生労働省等が 5 年に 1 度行う年金財政検証で示される年金債務額（年金受給権残高に相当）を参考情報として掲載することを検討。

## ② 推計方法、試算値

（試算の考え方）

- ・ ここでは、DB 企業年金と退職一時金について、現行 JSNA の記録方法から、企業会計のデータを活用し、本報告に沿った発生主義の記録方法に変更した場合の家計貯蓄率への影響を試算<sup>18</sup>。
- ・ 具体的には、家計の所得支出勘定の各項目において、DB 企業年金及び退職一時金<sup>19</sup>関連部分について、以下のような計算を行う（斜字体は企業会計概念の項目）。

(1) 雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＝勤務費用<sup>15</sup>＋年金制度の手数料

<sup>14</sup> 「資金循環統計」では、積立不足分について、現行の「未収・未払金」に含めるという扱いから変更し、独立項目として「年金基金の対年金責任者債権」に記録する方向で検討されている。

<sup>15</sup> 退職給付会計基準では、「従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く」とされている。日本の場合、確定給付型の企業年金のうち従業員の拠出があるものとして厚生年金基金があり、雇主の帰属年金負担の計算上、家計の現実年金負担を控除してしまうと、雇主の帰属年金負担を過小評価することになるため、第 6 回研究会資料 1－3 で示した考え方を改めた。

<sup>16</sup> 「資金循環統計」においては、2008SNA 対応に係る同統計の改定の一環として、JSNA で推計される「年金受給権の変動調整」と整合的になるように「年金受給権」の「取引額」を記録する方向で検討が進められている。この場合、JSNA のフローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））においても同様の記録を行う予定。

<sup>17</sup> JSNA の 2008SNA 対応における所得支出勘定等の項目変更案については参考 4 参照。

<sup>18</sup> なお、脚注 9 で記したように、退職給付会計基準は 2000 年度から適用されたものであり、それ以前の期間については情報に制約がある。また、ここで試算対象としている 2005 年度より前の期間（2000～2004 年度）について適切な膨らまし比率が利用可能かについて、検討が必要。

<sup>19</sup> 退職一時金については、現行 JSNA では脚注 11 のとおり記録されているが、2008SNA への対応案では、「雇主の帰属年金負担」の中で、DB 企業年金分と合わせて企業会計ベースの計数を計上（家計の雇用者報酬の受取の内訳及び家計から年金基金部門への社会負担の内訳に記録）することを検討。現実には支払われた退職一時金は、やはり DB 企業年金に係る年金給付と合わせて、「その他の社会保険年金給付」に計上することを検討。また、現行 JSNA では、退職一時金については、「負担－給付＝年金基金年金準備金の変動」を記録していない（記録した場合でも同額の負担と給付の差なのでゼロ）が、2008SNA への対応案の下では「負担－給付＝年金受給権の変動調整≠ゼロ」を記録。

ここで、雇主の現実年金負担＝現行 JSNA の「雇主の自発的現実社会負担」（うち DB 企業年金分）  
年金制度の手数料＝現行 JSNA における DB 企業年金の制度運営費用<sup>20</sup>

(2) 家計の追加年金負担＝年金受給権に係る投資所得＝利息費用

(3) 年金受給権の変動調整＝勤務費用＋利息費用＋家計の現実年金負担  
－その他の社会保険年金給付

ここで、家計の現実年金負担＝現行 JSNA の「雇用者の自発的社会的負担」から年金基金の運用収益分（現行 JSNA の「保険契約者に帰属する財産所得」の内数で、同額が「雇用者の自発的社会的負担」に含まれる）を控除した額<sup>21</sup>（うち DB 企業年金分）  
その他の社会保険給付＝現行 JSNA の「年金基金による社会給付」＋「無基金雇用者社会給付」（うち DB 企業年金、退職一時金分）

- ・ 3. ①にあるとおり、企業会計ベースの勤務費用と利息費用は、上場企業中心の財務諸表からのみ把握可能であり、非上場企業分を含む一国分を推計する必要がある。ここでは、資金循環統計において採用される、企業会計上の退職給付債務（上場企業中心）を一国分の年金受給権（負債）に拡張するための「膨らまし係数」<sup>22</sup>を活用することを検討。

(暫定的な試算結果)<sup>23</sup>

- ・ 膨らまし係数に係る一定の仮定の下、DB 企業年金や退職一時金について、本勧告へ対応することによる家計貯蓄率（家計貯蓄／（家計可処分所得＋年金受給権の変動調整））への影響を暫定的に試算すると、現行 JSNA に比べて低下する要因となる。

### ③ 留意事項

- ・ 雇用者報酬の一部としての雇主の年金負担（現実＋帰属）の四半期分割や四半期速報における推計方法についての検討が必要（基礎情報に制約があることから、少なくとも一部の系列については四半期等分、前年値横置き等の仮定を置くなどが一案）
- ・ 年金受給権の各期末差と年金受給権の資本取引（年金受給権の変動調整）の差額である調整額のうち、物価スライド条項に基づく物価変動による年金受給権の増減は、再評価勘定に計上することが例示されているが（パラ 17.177）、基礎資料から当該要因に係る情報を把握することは困難であるため、物価変動によるものも含めた調整額的全額をその他の資産量変動として記録することを検討<sup>24</sup>。

<sup>20</sup> DB 企業年金に係る制度運営費用のみであり、退職一時金相当分についてはデータは得られない点に留意が必要。

<sup>21</sup> なお、2008SNA においては、年金基金の運用資産から生じる運用収益分は家計に支払われるという扱いにはなっていない。その結果、当該部分は「年金受給権の変動調整」には含まれない。

<sup>22</sup> 脚注 13 の年金受給権残高の膨らまし係数と同じ（日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）より）。

<sup>23</sup> 2008SNA 勧告に従った場合の家計貯蓄率への影響の定性的なメカニズムについては、参考 5 参照。

<sup>24</sup> その他の資産量変動勘定における年金受給権の記録内容については、2008SNA でも具体的な記述は限られてい

## 4. その他の留意事項

### <基礎統計における扱い>

- ・「資金循環統計」の残高表<sup>25</sup>においては、2011年3月に行われた遡及改定において、2002年3月末以降を遡及範囲として、企業が従業員に対して支払義務を負っている退職給付債務（確定給付型企业年金及び退職一時金）に係る金融資産・負債のうち、それまで未計上であった、年金運用資産でカバーされない部分（積立不足分）の計上を開始。年金運用資産分と積立不足分の合計が、家計の「年金準備金」（資産）、年金基金の「年金準備金」（負債）として記録されるとともに、積立不足分については、年金基金の「未収・未払金」（資産）、雇主企業（非金融法人企業、金融機関）の「未収・未払金」（負債）として記録。なお、上記積立不足分の増減は、全て調整額として記録。
- ・退職給付会計基準に基づく企業の財務諸表においては、本勧告に関連する指標として、「年金資産」、「退職給付債務」、「勤務費用」、「利息費用」が利用可能である（ただし、有価証券報告書を公表している主に上場企業の連結決算でのみ利用可能）。

### <諸外国の導入状況>

- ・米国  
2013年7月に行われたNIPA統計（米国の国民経済計算に相当）の包括改定において、本勧告に対応し、社会保障年金を除く確定給付型年金（企業年金等）について、発生主義に基づく記録を行った。これにより、2007年の家計貯蓄率は1.5%ポイント程度上昇したと試算されている。
- ・オーストラリア  
2009年に行った2008SNA導入に伴い、確定給付型の政府雇用者年金について、数理計算に基づく年金受給権や関連するフローの記録を行っている（民間の確定給付型年金は未対応）。
- ・英国  
2014年9月のESA2010への対応に際して、本勧告への対応を図る予定。英国統計局（ONS）によると、積立方式の確定給付型年金を発生ベースで記録することにより、従前よりも家計貯蓄率は押し上げられるとしている。なお、社会保障年金を含む補足表は2017年9月に公表予定。

---

る。

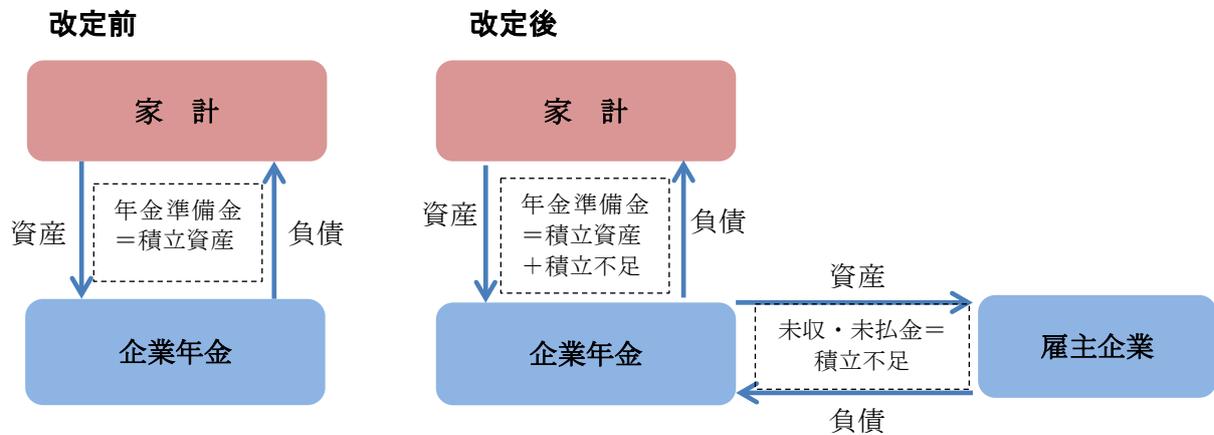
<sup>25</sup> 金融取引表（フロー）や調整表の扱いについては脚注10を参照。

参考1 2008SNA マニュアルにおけるDB企業年金に係る記録方法

	年金基金	法人企業(雇主)	家計(雇用者)
生産勘定	使途	使途	使途
	源泉 産出(F年金制度の手数料)	源泉	源泉
所得の発生勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
		雇業者報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担 =現在勤務増分 - 家計の現実年金負担(D) + 年金制度の手数料(F) - 雇主の現実年金負担(A)	
第1次所得の配分勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
財産所得 C 年金受給権に係る投資所得 =過去勤務増分			財産所得 C 年金受給権に係る投資所得 雇業者報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担
所得の第2次配分勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険年金給付 =年金受給権に係る投資所得	社会負担 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担 D 家計の現実年金負担 C 家計の追加年金負担 (控除)F 年金制度の手数料		現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険年金給付 =年金受給権に係る投資所得
所得の使用勘定	使途	使途	使途
	源泉	源泉	源泉
年金受給権の変動調整 A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における負債側に記録	最終消費支出 (F年金制度の手数料)		年金受給権の変動調整 A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における資産側に記録

参考 2-1 「資金循環統計」の遡及改定（2011年3月）におけるDB企業年金等記録方法の変更

（残高表）



参考 2-2 「資金循環統計」におけるDB企業年金等の記録方法変更の影響（残高表）

（2010年3月末時点）

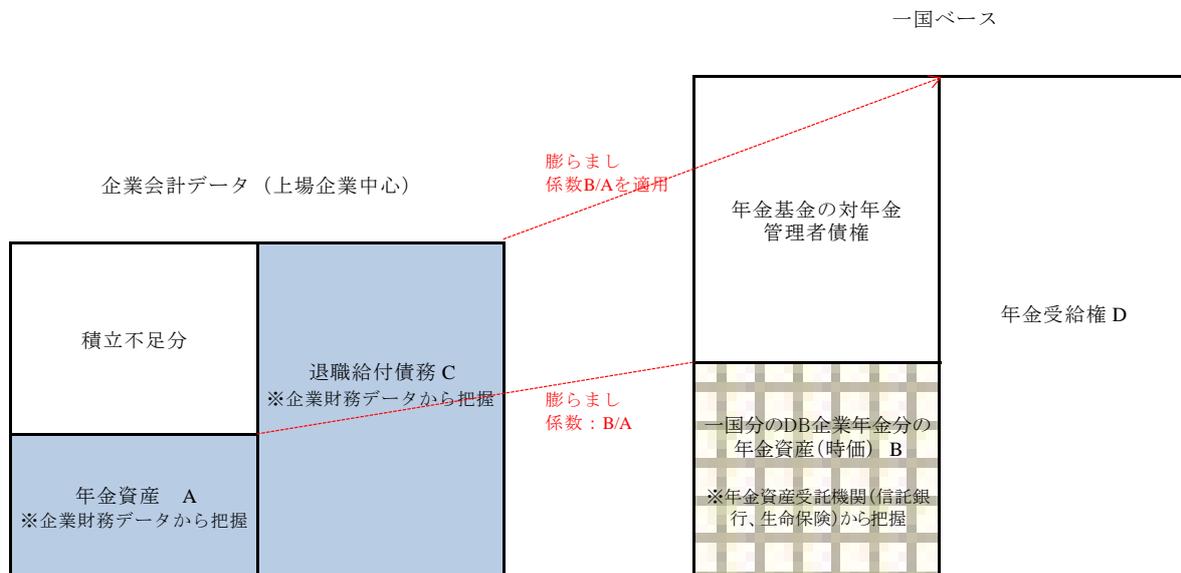
項目名	部門	残高の増減
年金準備金	家計（資産）	約 29.4 兆円の増加
	企業年金（負債）	約 29.4 兆円の増加
未収・未払金	企業年金（資産）	約 29.4 兆円の増加
	民間非金融法人企業（負債）	約 27.1 兆円の増加
	国内銀行（負債）	約 2.2 兆円の増加

（出所）日本銀行「資金循環統計の遡及改定について」（2011年3月23日）より作成。

（注）上記の変更の結果、年金準備金は、従来の年金資産分（約 79 兆円）に 29.4 兆円の積立不足分を加えたもの（約 108 兆円）になっている。

### 参考3 年金受給権残高に係る膨らまし推計

#### <推計のイメージ>



#### <推計方法>

$D = (B/A) \times C$  により、一国の年金受給権残高を推計。

#### <留意点>

上記の膨らまし推計では、上場企業と非上場企業において、DB企業年金や退職一時金に係る退職給付債務と、これに対応する年金資産の関係が等しいということを想定している。この仮定の妥当性については議論はありうるが、非上場企業の年金等に関する基礎資料の制約を踏まえれば、他により適当な手法は見当たらないことから、次回基準改定においては、上記の方法により年金受給権に係る推計を行うことを検討する。

参考4 2008SNA マニュアルを踏まえた JSNA の関連表章項目の変更案  
(社会保障を除く雇用関連の年金制度に関係する部分)

勘定名	現行 JSNA (1993SNA ベース)	2008SNA 対応案
第1次所得の配分勘定	雇主の自発的現実社会負担	雇主の現実年金負担 (名称変更)
	保険契約者に帰属する財産所得 (の内数)	雇主の帰属年金負担 (新設) 年金受給権に係る投資所得 (概念・名称変更)
所得の第2次分配勘定	雇用者の自発的社会負担	家計の現実年金負担 (名称変更) 家計の追加年金負担 (新設。年金受給権に係る投資所得と同額)
	年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付 (名称変更)
		年金制度の手数料 (新設)
可処分所得の使用勘定	年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整 (概念・名称変更)
金融勘定、貸借対照表	年金準備金	年金受給権 (概念・名称変更)
		年金基金の対年金責任者債権 (未収金・未払金等から分離計上)

(備考) 2008SNA における実物フロー勘定の表章項目との対応(網掛けが上表右欄と対応する項目<sup>26)</sup>)

雇用者報酬

賃金・俸給  
雇主の社会負担  
雇主の現実社会負担  
雇主の現実年金負担  
雇主の現実非年金負担  
雇主の帰属社会負担  
雇主の帰属年金負担  
雇主の帰属非年金負担

財産所得

利子  
法人企業の分配所得  
配当  
準法人企業所得からの引き出し  
海外直接投資の再投資収益  
投資所得払い  
保険契約者に帰属する投資所得  
年金受給権に係る投資所得  
投資信託投資者に帰属する投資所得  
賃貸料

社会負担

雇主の現実社会負担  
雇主の現実年金負担  
雇主の現実非年金負担  
雇主の帰属社会負担  
雇主の帰属年金負担  
雇主の帰属非年金負担  
家計の現実社会負担  
家計の現実年金負担  
家計の現実非年金負担  
家計の追加社会負担  
家計の追加年金負担  
家計の追加非年金負担  
年金制度の手数料 (控除項目)

現物社会移転以外の社会給付

現金による社会保障給付  
社会保障年金給付  
現金による社会保障非年金給付  
その他の社会保険給付  
その他の社会保険年金給付  
その他の社会保険非年金給付  
現金による社会扶助給付

年金受給権の変動調整

<sup>26</sup> 2008SNA では社会負担や社会給付について、年金と非年金に区別しているが、ここでは DB 企業年金と退職一時金を合わせて「年金」と位置付けて表章名(案)としている(また、基礎統計上、負担側(企業会計上の勤務費用や利息費用)を DB 企業年金分と退職一時金分に分けることは不可能)。

参考5 2008SNA への対応する場合の家計貯蓄率への定性的影響（概念）

現行 JSNA	家計の支払う 社会負担の一部	今回試算（2008SNA ベース）	家計の受け取る 雇用者報酬の一部
<p><b>可処分所得</b>                      = 保険契約者に帰属する財産所得                      + 年金基金による社会給付                      + 雇主の帰属社会負担 - 帰属社会負担                      + 無基金雇用者社会給付                      + 雇主の自発的現実社会負担 - 雇主の自発的現実社会負担                      - 雇用者の自発的社会負担（*）                      + その他の取引（**）</p> <p>= 年金基金による社会給付                      + 無基金雇用者社会給付                      - （雇用者の自発的社会負担（*） - 保険契約者に帰属する財産所得）                      + その他の取引（**）</p> <p>（*）保険契約者に帰属する財産所得（DB 分）を含む                      （**）DB 以外の年金分を含む</p>		<p><b>可処分所得</b>                      = 年金受給権に係る投資所得                      + その他の社会保険年金給付（※）                      + 雇主の現実年金負担（※）                      + 雇主の帰属年金負担（※）                      - 雇主の現実年金負担（※）                      - 雇主の帰属年金負担（※）                      - 家計の現実年金負担                      - 家計の追加年金負担（※）（※※）                      + 年金制度の手数料                      + その他の取引（※※※）</p> <p>= その他の社会保険年金給付（※）                      - 家計の現実年金負担                      + 年金制度の手数料                      + その他の取引（※※※）</p> <p>（※）退職一時金分を含む                      （※※）年金受給権に係る投資所得と同額                      （※※※）DB 以外の年金分を含む</p>	
<p><b>年金基金年金準備金の変動</b>                      = 雇主の自発的現実社会負担                      + 雇用者の自発的社会負担（*）                      - 年金基金による社会給付                      - その他（注1）</p> <p>（注1）DB 以外の年金分</p>		<p><b>年金受給権の変動調整</b>                      = 雇主の現実年金負担（※）                      + 雇主の帰属年金負担（※）                      + 家計の現実年金負担                      + 家計の追加年金負担（※）                      - 年金制度の手数料                      - その他の社会保険年金給付（※） - その他（注1）</p> <p>（注1）DB 以外の年金分</p>	
<p><b>可処分所得 + 年金基金年金準備金の変動</b>                      = 無基金雇用者社会給付                      + 雇主の自発的現実社会負担                      + 保険契約者に帰属する財産所得                      + その他の取引（注2）</p> <p>（注2）その他の取引（**）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>		<p><b>可処分所得 + 年金受給権の変動調整</b>                      = 雇主の現実年金負担（※）                      + 雇主の帰属年金負担（※）                      + 家計の追加年金負担（※）                      + その他の取引（注2）</p> <p>（注2）その他の取引（※※※）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>	
<p><b>家計貯蓄率</b>                      = 1 - （消費 / （雇主の自発的現実社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引（注2）））</p>		<p><b>家計貯蓄率</b>                      = 1 - （消費 / （雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担 + その他の取引（注2）））</p>	

（備考） 1. その他の取引項目や、家計最終消費支出については新旧で変化しないと仮定。  
 2. 右欄において、本文の「膨らまし係数」は、雇主の帰属年金負担、年金受給権に係る投資所得（= 家計の追加年金負担）に影響（係数が大きいほど、これらは大きくなり、家計貯蓄率は高まる関係）

<E15 の勧告が家計貯蓄率に影響する背景>

- ・上記より、「雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担」 < 「無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得」であれば、本勧告への対応によって家計貯蓄率は低下する。一般に、人口構成が高齢化していれば、退職一時金の支払額（無基金雇用者社会給付）が、将来の年金や退職一時金支払への引当金を構成する雇主の帰属年金負担を上回り、本勧告の導入は家計貯蓄率を下方にシフトさせる要因になると考えられる。